

伯 監 第 1 9 号
令和元年 1 1 月 5 日

伯 耆 町 長 森 安 保 様

伯耆町監査委員 井 上 望

同 杉 原 良 仁

定期監査報告書



地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、その結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告する。

記

1 監査実施日 令和元年10月30日

2 監査の範囲

伯耆町岸本保健福祉センター利活用状況について

- ・ 期間：平成26年度から平成30年度まで
- ・ 内容：保健福祉棟及び健康増進棟各施設の利用数及び利用料の状況

3 監査の結果と意見

伯耆町岸本保健福祉センターは、健康増進棟が平成27年度から直営になり、保健福祉棟は平成29年度から社会福祉協議会が運営するフィットネスパルの開設、平成30年度は子育て支援センターの開設と、利用形態が変更されてきた。

健康増進棟（温泉棟ゆうあいパル）は、福祉課所管で直接施設管理運営が行われ、レストラン及びトレーニングルームは施設貸付を行っている。

保健福祉棟の利用状況は、フィットネスパルが開設されたことにより、社会福祉協議会の事務局の移転や会議室が縮小されて利用者数が減少しているが、空きスペースは少なく、フィットネスパルの会員、子育て支援センターの利用者の増加もあり、有効に施設が活用されていた。

温泉施設は利用が減少しているが、近隣施設も同様の状況にあり、温泉の利用人口の減少の影響による点も多いと思われる。

平成14年9月竣工した保健福祉センターの建物は、17年経過して空調等の改修計画が立てられている。施設の有効活用や適正な管理及び修繕に努められ、町民の福祉向上に寄与されたい。

以上